

『全能連マネジメント・アワード』 第二次審査発表資料』

実践型介護BCPの策定

2025年1月24日

わたなべ行政書士事務所

目次

I, 介護BCP策定の背景

- (1) 介護事業のインシデント (incident)
- (2) 介護BCPの条件 (ボトルネック)
- (3) 事業別策定の要件
- (4) 介護事業分類別の勤務体制
- (5) 介護BCPの目的
- (6) 介護BCP策定の策定環境
- (7) 事業分類別の特性
- (8) 介護BCP策定の効果
- (9) 厚労省ガイドライン(介護BCP策定へ)

II, 介護BCPの策定

- (10) 介護BCPの構成(感染症BCP)
- (11) 介護BCPの構成(自然災害BCP)
- (12) 介護事業類別のBCP対応
- (13) 介護BCPの方向性
- (14) 介護BCPの独自性
- (15) 介護BCP策定展開

- (16) 介護BCPの策定率低迷

- (17) 介護BCPの策定率向上戦略

- (18) 戦略1 BCP策定の簡素化(分野別パターンの活用)

- (19) 戦略2 介護事業のBCP策定ガイド作成・発行)

- (20) 戦略3 BCP策定塾

III, LCP&CCP

- (21) 介護BCPのLCP・CCP

- (22) LCP(Life Continuity Plan 生活事業継続計画)

- (23) CCP(Community Continuity Plan :生活事業継続計画)

- (24) 介護BCPのLCP・CCP対応(感染症BCP)

- (25) 介護BCPのLCP・CCP記載例
(感染症BCP)

- (26) 介護BCPのLCP・CCP対応
(自然災害BCP)

- (27) 介護BCPのLCP・CCP記載例
(自然災害BCP)

IV, 今後の展開

- (28) 今後の展開

I, 介護BCP策定の背景

(1) 介護事業のインシデント (incident)

自然災害・感染症



介護施設等の被災



- 感染症蔓延による事業休止
- 感染症蔓延による社会との隔絶
- 入所等利用者の受傷・死亡
- 介護職員等が被災
- 施設・設備の被災
- ライフラインの停止
- 利用者宅の被災
- 訪問(搬送)経路遮断

顕著な自然災害

2030年 2021年	2024年1月: 能登半島地震、死者245、負傷1546 2022年3月: 福島県沖地震、死者3、負傷248 2021年8月: 令和3年8月の大雨、死者13 2021年7月: 熱海市伊豆山地区土砂災害、死者27、行不1 2021年2月: 福島県沖地震、死者2、負傷186
2020年 2011年	2020年7月: 令和2年7月豪雨、死者84、行不2 2018年6月: 平成30年7月豪雨、死者237、行不8 2017年7月: 平成29年7月九州北部豪雨、死者37、行不2 2016年4月: 熊本地震(M7.3)、死者211 2014年7月: 平成26年8月豪雨、死者77 2011年3月: 東北地方太平洋沖地震&大津波(M9.0)、戦後最悪

感染症

+

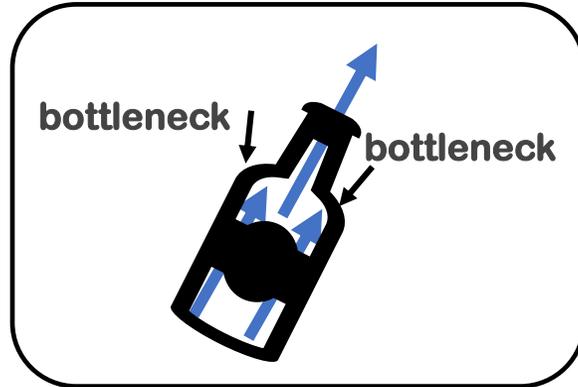
新型コロナウイルス

- 2019年12月中国武漢で確認
- 2020年1月国内感染患者確認
- 2020年4月緊急事態宣言発出
5月全面解除
- 2021年1月緊急事態宣言発出
3月全面解除
- 2023年5月
新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)から5類へ移行

(2) 介護BCPの条件 (ボトルネック)

ボトルネック

ボトルネック
とは瓶の首



事業継続を実行する際にある部分が障害
になって事業継続に支障が発生する箇所

ボトルネックは対象事業の種類や規模等
によって異なる

介護BCPのボトルネック

介護BCPの条件

- ① 介護は介護・看護等職員の業務
- ② 24時間365日のサービス提供
- ③ ライフラインの確保

被災

被災後の介護BCP基本要件

- 介護業務に従事する職員の確保

被災後の介護BCP対策要件

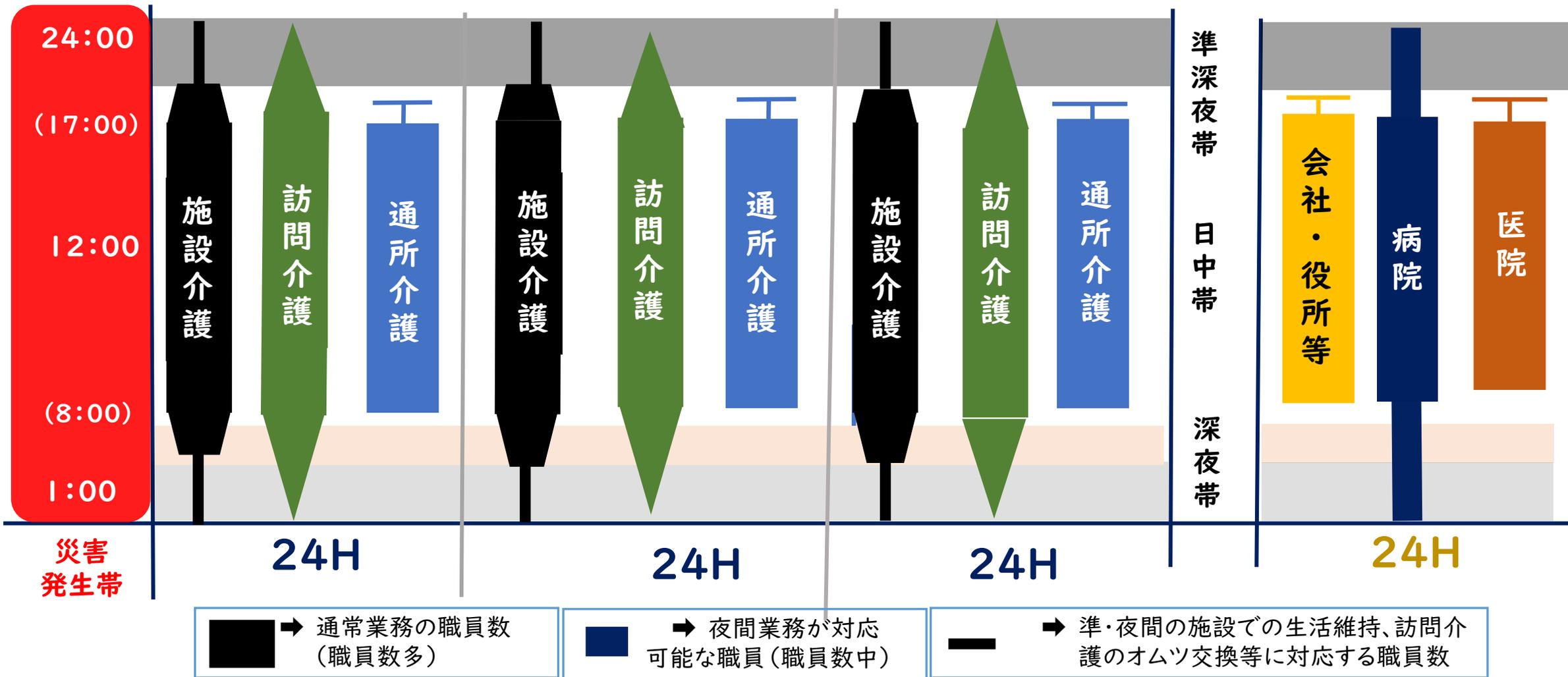
- ライフラインの確保
- 衛生・給食管理等生活要件の対応
- 利用者の避難対策、安否確認

(3) 事業別策定の要件

項目 系統	BCP対象時間 (事業の業務時間)	利用者数 (BCPの対象 利用者数)	事業別の要件	
			災害時等に対応 する職員数	事業による BCP要点
施設系	24時間体制	8人~200人 程度	昼間5人~50人 夜間1人~5人	夜間勤務の職員数が 少なく、被災時の避難 等に課題
訪問系	勤務時間内 (夜間の訪問介護 等のみ24時間)	訪問対象1人 事業対象者数 10人以上	職員数5人~20人 利用者宅への 単独訪問	訪問先の被災避難対 応について課題
通所系	勤務時間のみ	通所数15人 ~50人	職員数5人~10人 災害時の避難 感染症対策	限られた職員で感染 症対策や災害時の避 難への対応に課題

(4) 介護事業分類別の勤務体制

介護の事業時間は施設・訪問・通所で異なっており、時間帯で勤務する職員数が異なっている。しかし、地震や風水害発生は時間帯に関係なく発生するので、職員数の少ない早朝・深夜の被災や大規模な感染症の蔓延時では、職員の対応が難しく、介護BCPのボトルネックとなっている。



(5) 介護BCPの目的

感染症蔓延に
備えた対策

I, 蔓延時の事業維持へ「職員体制の構築」

II, 情報共有体制の整備

III, 感染症情報の取得と防疫体制

IV, 食糧・衛生材料の備蓄

○ 介護事業の早期復旧・復興による休止期間の短縮

I, 被災後の事業維持へ「職員体制の構築」

II, 避難と避難先の確保による災害関連死の防止

III, 組織の強靱化と施設・設備の強靱化

IV, ライフライン代替対策の構築

V, 介護レベルを維持した事業継続

BCPによる
自然災害対策

(6) 介護BCPの脅威と課題

脅威

感染症

グローバル化によって感染症への脅威が高まったが、対策が漸弱である

課題

- 感染症対策の遅れ
- 衛生材料の備蓄不足
- 感染症情報の混乱
- 施設利用者の孤立
- 職員確保体制の不足

自然災害

地殻変動や異常気象によって発生する地震・風水害が多発している。

- 準備不足による復旧遅滞
- 食糧・衛生材料の備蓄不足
- ライフラインの代替システム
- 情報共有対策の未整備
- 被災後相互扶助体制不足
- 職員確保体制の不足

(7) 介護BCPで各事業別の条件

事業分類	事業別条件
施設系	<ul style="list-style-type: none">① 対象時間 ➔ 災害に対して、24時間体制での避難誘導や避難後の生活維持が重要② 避難等 ➔ 高齢者の被災時避難誘導や避難方法・避難先の確保等が課題③ 夜間の対応 ➔ 夜間の職員数が少なく災害の対応が課題
訪問系	<ul style="list-style-type: none">① 対象時間 ➔ 主に日中の訪問介護が中心、一部利用者は夜間・早朝がある。② 避難等 ➔ 在宅訪問時の避難に関する対応が重要
通所系	<ul style="list-style-type: none">① 対象時間 ➔ 午前7時～午後5時までの事業時間（時間外は保守・保安のみ）② 避難等 ➔ 開業時間中の被災には避難対策が必要

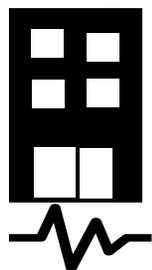
(8) 介護BCPの効果

(目的)

感染症の蔓延、地震・風水害で被災した場合の「事業の休止時間」を圧縮し、介護サービスを受ける高齢者の生活を安定させることで被災地の復興を支援する。

(対応策)

地震



風水害

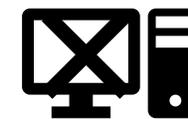


自然災害に備えライフライン対策や施設・設備への防備を強化する。



感染症の蔓延に備え、感染症情報入手し、予防・防疫体制と生命を守る対策をBCPで作り上げる

事件や事故に備え、職員間のコミュニケーションと情報共有を活発化させ、事件や事故の防止と発生後の信用失墜を防止する



システム障害



火災



人材不足



介護事故



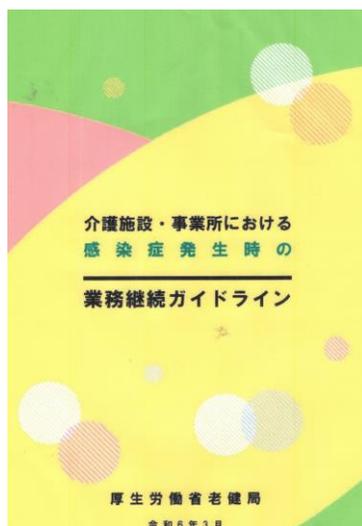
交通事故

Ⅱ， 介護BCPの策定

(9) 厚労省ガイドライン(介護BCP策定へ)

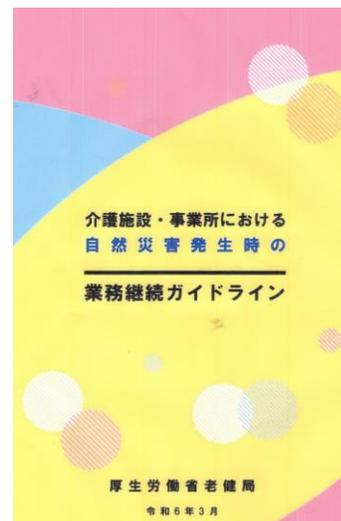
厚生労働省では介護事業所等のBCPを感染症・自然災害の2つのインシデントに関するガイドラインを提示し、2024年3月までの策定を義務づけている。

【感染症発生時のガイドライン】



2022年からパンデミックとなった、新型コロナウイルス感染症の蔓延に備えた事業継続計画で新型コロナウイルスの感染情報、施設等の防疫体制、利用者・職員の健康管理等を主要項目としている。

【自然災害発生時のガイドライン】



地震・大水害等の災害発生時に介護施設、事業所が被災した場合の事業継続計で平常時(災害未発生時)、緊急時(災害発生時)と被災に備えた他地域との連携を主要項目としている。

(10) 介護BCPの構成（感染症BCP）

1, 総則



感染症BCPの基本的な記載
(BCPの策定の目的や基本方針と対策組織等について)

2, 感染症への備え



感染症対策の概要について記載
(感染症対策の総括、感染症対策、感染症蔓延時の対策等)

3, 初動対応



感染症への具体的対策について記載
(感染症確認時の感染対策、通勤時の感染リスク対策、会議等の対策、施設・訪問先での対策、施設・事業所内で感染が確認された場合の対策等)

4, 感染症マニュアル



感染症対策に必要な蔓延防止等の対策
(感染症防止対策、感染症蔓延時の対策、感染症対策における備蓄対応)

(11) 介護BCPの構成（自然災害BCP）

- 1, 総論 → 自然災害BCPの対策の概要について
(基本方針やハザードマップ位置づけや研修訓練等について)
- 2, 平常時の対応 → 被災前（平常時）の対策について
(施設・設備の安全対策、耐震耐水、水害対策・ライフライン停止の対策、情報通信・生活用水・システム停止・情報網の整備)
- 3, 緊急時の対応 → 被災時の緊急対応について
(BCPの組織、施設利用者の安全確保、安否確認、避難誘導対策、情報発信等の対策)
- 4, 他地域との連携 → 被災時の地域間協力体制について
(被災後の未被災地への避難（疎開）、避難の平時の対応への協議や契約)
- 5, 訪問・通所介護 → 訪問・通所事業のBCP（施設と対応が異なる箇所の特定制）
(自宅訪問時、通所送迎時等の施設外での被災対応、利用者安否等)
- 6, 南海トラフ地震対策 → 発災が予測される南海トラフ地震対策
(地震・津波の発災予測、国自治体が公表する避難等の確認)

(12) 介護事業類別のBCP対応

介護BCP適用の条件

➡ 介護に従事する介護・看護等の職員が罹患、被災し出勤できず、事業継続が困難になることを防ぐことが重要である。

➡ 蔓延時、被災後の介護・看護等職員の人材確保 LCP・CCPの導入

〈事業別のボトルネック〉

施設系

➡ 利用者は施設へ入所し、24時間365日で身体介護や見守り等の介護が必要
(グループホーム・有料老人ホーム・サ高住等)

訪問系

➡ 在宅の高齢者が自宅(施設)で介護サービスを受ける、訪問時の利用宅での被災、避難対応等が必要(訪問介護、看護・入浴サービス等)

通所系

➡ 在宅生活可能な高齢者等に対する通所介護サービスを受ける、感染症蔓延時の感染対策や災害時の避難対策、被災休業時の代替施設対策が必要
(デイサービス・デイケアサービス・小規模多機能型介護等)

(13) 介護BCPの方向性

I, 感染症・自然災害BCPガイドラインを参考として

- BCPガイドラインを参考に自然条件・災害歴と事業運営状況を加えた策定
-

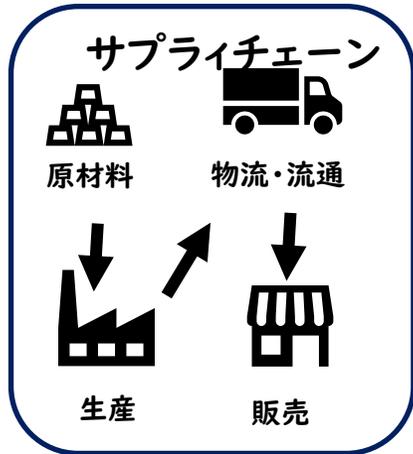
II, BCP発令時の優先業務を職員の確保へ

- 被災後の極端なサービス低下を防ぐため、従事可能な職員を復旧時間(RTO)・復旧レベル(RLO)の基準とする。
 - LCP&CCP (Life & Community Continuity Plan) を重視したBCP
-

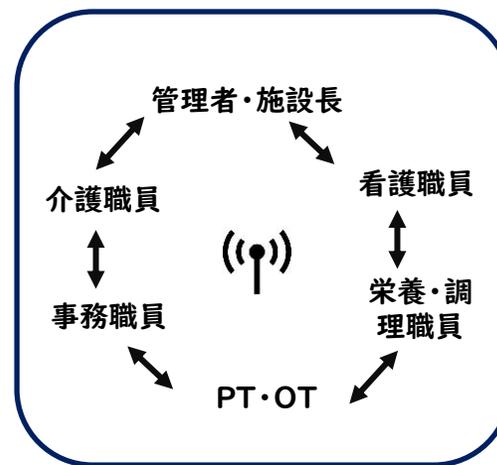
III, 実効性の担保

- BCP策定後の研修・訓練を絶対的基準とする
- 災害要因や自然条件で事業が直面する災害等を重視したBCP

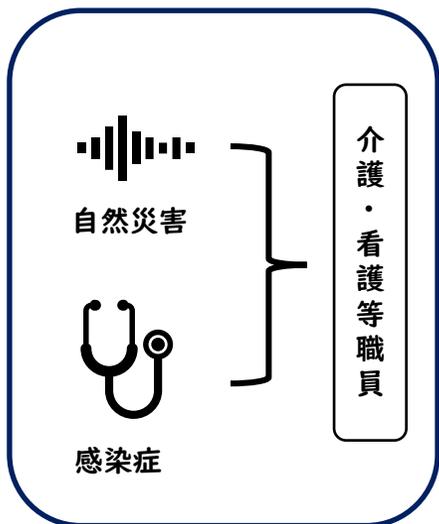
(14) 介護BCPの独自性



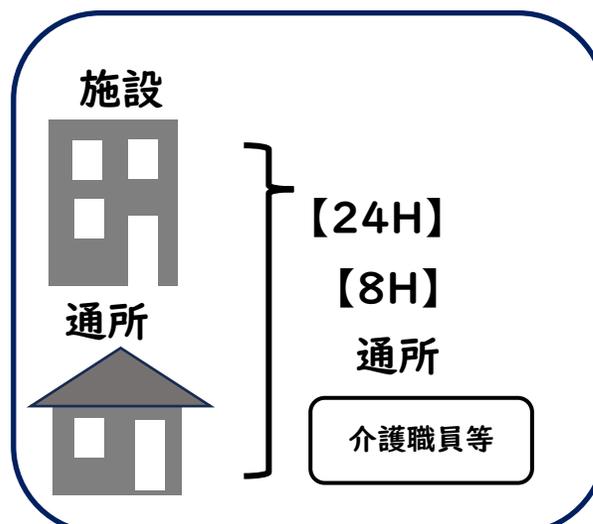
サプライチェーン
企業のBCP策定の目的となる
サプライチェーンへの対応が希
薄である。



情報共有
従事する職員数が多く情
報共有がBCPの課題であ
る。



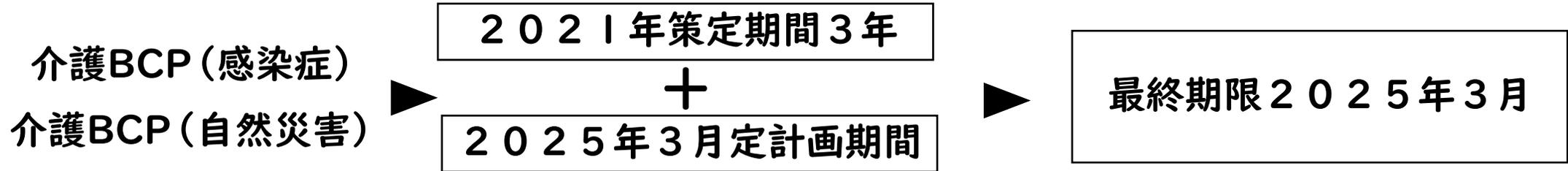
家族等の被災
職員家族の被災(罹
患)で被災後に職員が
招集できない



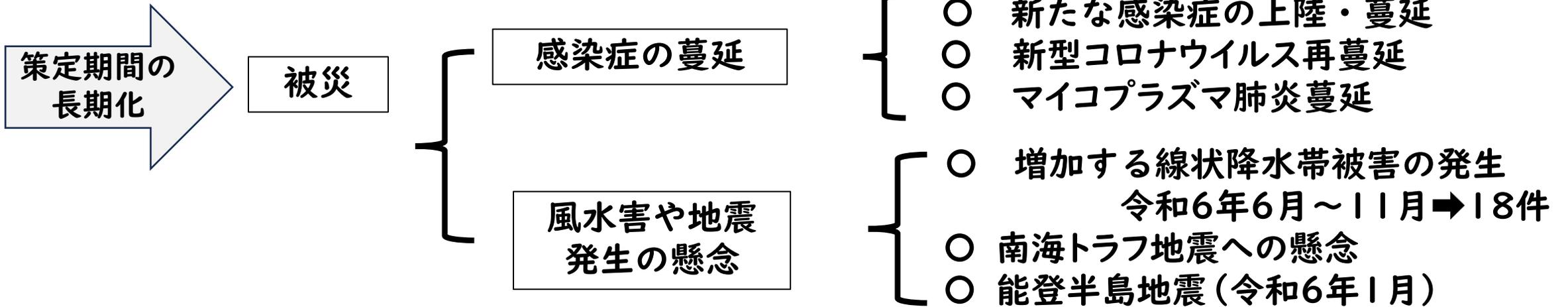
時間と対象者
24時間体制の施設・訪問事
業と提供時間が異なり、対象
者も施設の重度の介護状態と
訪問・通所の軽度の介護状態
とことなる。

Ⅱ， 介護BCP策定展開

(15) 介護BCP策定展開



未策定による懸念



(16) 介護BCPの策定状況

介護BCP策定

策定義務

23万5千
施設・事業所

策定率

感染症BCP 29.3%

自然災害BCP 26.8%

長期化
の理由

スキルがない

+

プロジェクトの時間がない

+

経費がない

+

専門家がない

介護BCP
の要件

- 施設・事業所BCPプロジェクトの策定 ➡ 策定プロジェクトをリードする専門家不足
- 高額となる策定費への対応 ➡ 規模の大きな施設では調査や計画策定に時間が必要となり、経費が増大する。
➡ 小規模な通所・訪問事業所では必要性を感じていない
- BCP策定による研修訓練の実施 ➡ 策定・研修・訓練の専門家がない
- BCPへの理解不足 ➡ 介護事業に限らず、BCPへの認識が不足している
- プランナーの不足 ➡ 事業継続計画を専門的に研究・策定する専門家の不足

(17) 介護BCPの策定率向上戦略

【戦略基本 → 介護BCPを策定する施設・事業所の増加】

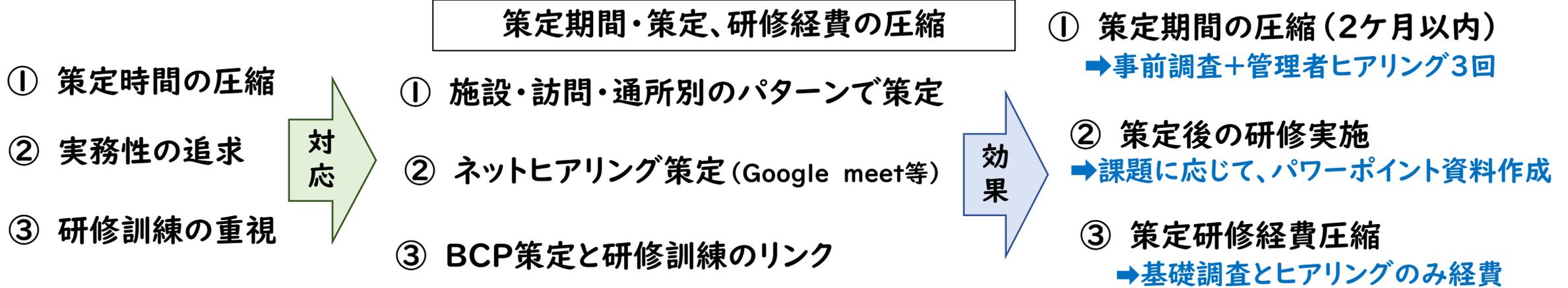
介護BCP策定率向上対策

戦略1 BCP策定の簡素化
(分野別パターンの活用) → 策定時間の削減、BCP策定とリンクした研修・
訓練の実施

戦略2 BCP策定ガイド発刊 → 策定経費の削減・担当者をBCPリーダー・研修、訓練担当

戦略3 BCP策定塾 → BCP策定の専門家育成
介護・一般企業のBCP研修、研修・訓練スキルの研鑽

(18) 戦略Ⅰ 策定の簡素化(分野別パターンの活用)



策定ヒアリングの重点項目

分類	共通項目	感染症重点項目	自然災害重点項目
施設系	① 所在地のハザードマップ上の位置 ② BCP発令基準 ③ BCPの組織体制 ④ 情報連絡体制 ⑤ 安否確認 ⑥ 施設設備の安全対策 ⑦ 職員の自宅配置・出勤経路等 ⑧ 備蓄(食糧・水) ⑨ 地域連携 ⑩ 感染症教育実施 ⑪ 感染症情報取得体制整備	① 感染症情報の早期取得 ② 蔓延時の面会等の対応 ③ 緊急事態宣言時の備蓄強化	① ライフライン(電気水道等)の代替対策 ② 建物設備の耐震・耐火・耐水の強化 ③ 太陽光+蓄電池の対応 ④ 飲料・生活水の確保 ⑤ 他地域との連携(未被災地)
訪問系		① 利用者の感染確認研修 ② 感染状況等情報体制整備 ③ 訪問時の防疫体制 ④ 健康状況確認研修 ⑤ 訪問先の感染対策	① 訪問(送迎)経路のハザードマップ作成 ② 代替交通機関(訪問)の対応(自転車等) ③ 訪問(送迎)先の避難施設等の確認 ④ 利用者、利用者家族との情報体制整備 ⑤ 被災後の利用者安否確認体制の整備
通所系		① 利用者家族への感染情報提供 ② 感染確認後の情報対応 ③ 呼吸系感染症換気・空気清浄対策	

BCPの自主策定へ向けて

介護事業者の80%以上は50人未満の小規模事業者である。

① 策定⇒プロジェクトで自主策定

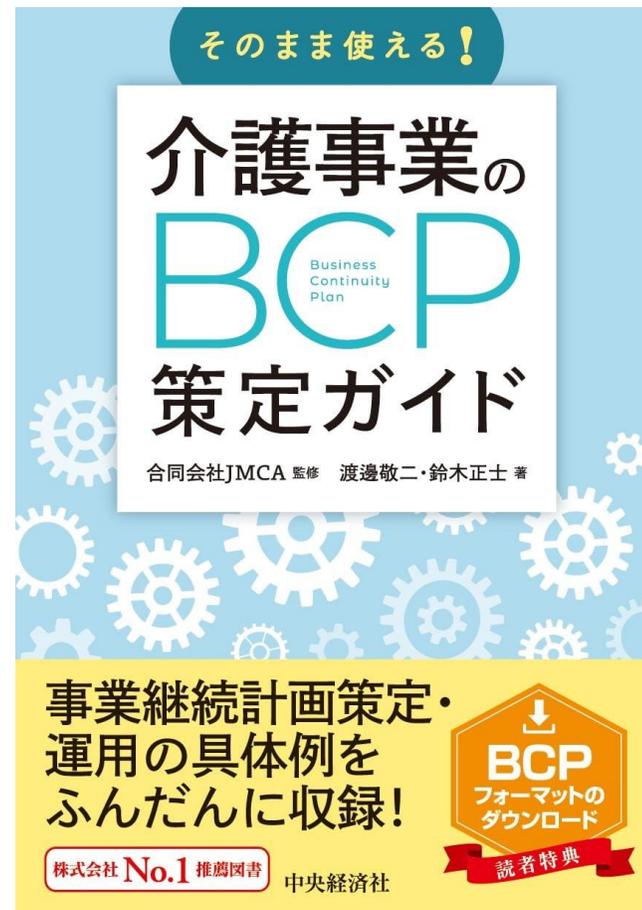
② 研修・訓練⇒BCPで重要な研修訓練の実施

ガイドブックを参考に周辺環境・利用者・職員の実情を参考に掲載した具体例を活用し独自の介護BCPを策定し、担当者はBCPのキーマンとして研修を担当する。

5段階の
BCP策定

tech.

- ① 厚労省のガイドライン各項目の内容の確認
- ② BCPに関するQ&Aで疑問点の解消
- ③ 出版社のホームページから記載様式を入力
- ④ 具体例から自社にあったケースを選択
- ⑤ 選択した項目を選択し記入し介護BCP完成



(20) 戦略3 BCP策定塾

介護BCP専門家の養成

2021年行政書士による策定組織の構成

BCP策定塾

- ① 2年間の策定基礎の研修
- ② 介護事業の概要研修

介護BCP策定対応

事業継続計画策定能力の向上
介護事業への研究・研修
介護事業種別BCPパターンの研究

BCP策定塾パンフレット

BCPくまもと研究会策定塾メンバー

【担当：BCP策定・研修訓練】

 茂田修二行政書士 行政書士茂田事務所
住所：〒861-1313 熊本県菊池市出田649-3
連絡：090-8835-9376

【担当：BCP策定・国土強靱化・事故対策】

 久保田 豊行政書士 久保田行政書士事務所
住所：〒861-0837 熊本県五名郡南関町上長田666-4
連絡：090-6474-7485

 野村雄一行政書士 まめ行政事務所
住所：〒861-0531 熊本県山鹿市中1030-1 デメテルD2
連絡：0968-44-5001

 外山慎輔行政書士 とやま行政書士事務所
住所：〒862-0951 熊本県熊本市中央区上水前寺1-5-5
連絡(T)0968-44-6001(F)0968-41-8141

 古澤 光行政書士 行政書士古澤事務所
住所：〒869-0503 熊本県宇城市松橋町きらら1-5-12
連絡：0964-31-0422

【担当：調査】

 久保田靖子 久保田行政書士事務所

 泡崎幸実 まめ行政書士事務所

お済みですか？

**”介護施設・事業所
事業継続計画(BCP)策定“**

介護施設や介護事業所は来年(2024年)3月までに「事業継続計画(BCP)策定を終わらなければなりません。

でも、BCP策定には課題が山積！！

何から取り組み始めよう？ 忙しくて策定は無理！ どこに相談すればいい？ 難しい専門用語ばかりで難しい？

その課題、私達が解決します！

BCPくまもと研究会策定塾
代表 わたなべ行政書士事務所
行政書士 渡邊敬二十7名

電話090(4990)0366
電話・FAX0967(22)0614
Mail:wmc-mc@aso.ne.jp
〒869-2611
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨588-7



III, LCP&CCP

(21) 介護BCPのLCP・CCP



LCP (Life Continuity Plan: 日常生活継続計画) ➡ 職員の家族や同居する家族を中心とした事業継続
〈被災後の避難、情報対策、感染症罹患や濃厚接触等〉

CCP (A) (Community Continuity Plan: 地域事業継続計画)
➡ LCPの集合体となる小中学校、区や組等の近隣関係の集合体
〈勤務先の間人関係、職員宅の近所、避難先小中学校公民館、職場の同僚、親戚等〉

BCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画)
➡ LCPの集合体となる小中学校、区や組等の近隣関係の集合体
〈勤務先の間人関係、職員宅の近所、避難先小中学校公民館、職場の同僚、親戚等〉

CCP (B) (Community Continuity Plan) ➡ 所在自治体と介護事業者・地域連携する事業者等

(22) LCP (Life Continuity Plan:生活事業継続計画)

LCP基本原則

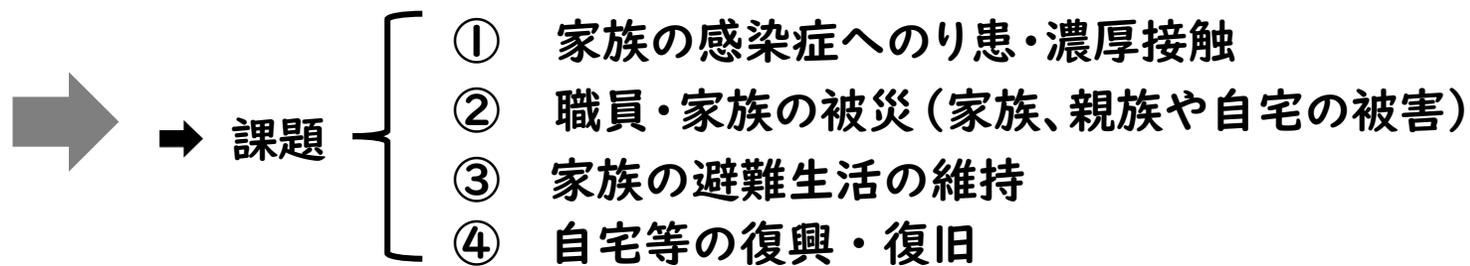
インシデント (incident)



災害 感染症

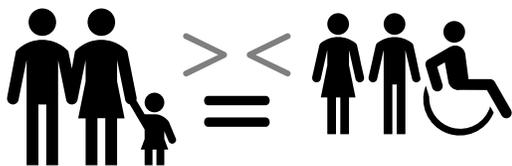
介護事業の継続

○ 要点: 介護BCP維持の要点⇒被災後の介護を支える職員の確保



対策⇒【被災後の従業員・家族の生活維持に特化したLCPの策定】

特化したLCP



家族 介護

平時に構築する体制

- A, 日常業務への理解
- B, 業務への情報共有
- C, 避難と避難生活対応
- D, 被災後の情報対策
- E, 生活圏域の相互扶助

介護BCP対応⇒被災後対応

- ① 施設と職員との情報網整備
- ② 職員と自宅との情報網整備
- ③ 被災した職員への対応
- ④ 被災職員への復興・復旧支援
- ⑤ 備蓄の職員対応策の検討

(23) CCP (Community Continuity Plan :生活事業継続計画)

CCPの基本原則

インシデント (incident)



災害



感染症



介護事業の継続

○ 要点: 介護BCP維持の要点⇒被災後の介護を支える職員の確保

- 課題
- ① LCPにより確保された職員同士の情報共有による相互扶助
 - ② 近隣住民や学校による生活圏での相互援助
 - ③ 被災していない地域からの支援、自治体間の組織的な対策の実施
 - ④ 夜間災害発生時の近隣住民の避難支援・避難生活の援助

対策⇒【平時における職員、近隣住民とのイベントを通じた交流や情報共有】

課題への対応



- ① 被災した従業員と家族、地域と小中学校等のコミュニティとの事業継続への取り組み。
- ② 市町村内の介護施設間の連携と市町村を基軸とした介護BCPの取り組み (BCP研修・訓練)
- ③ 市町村防災計画と介護BCPとのリンク

(24) 介護BCPのLCP・CCP対応（感染症BCP）

感染症BCPのLCP

感染症BCPでは、国内の感染状況に応じ、施設・通所・訪問の事業分類別で第2段階（海外発生期）第3段階（国内発生早期）の対応を中心にLCPの職員・家族を対象とする対応を介護BCPで提起する。なお、第4段階（国内蔓延期）では、職員や家族のり患、濃厚接触の段階別対応をLCPの課題として対応を定める。

LCP・CCPを計画の一部として加えた項目

(1) 感染対策の対応

- ① **基本方針**
- ② **感染対策（家族の罹患・濃厚接触対策）**
- ③ **通勤時の感染リスク対策**
- ④ **会議等の対策**
- ⑤ **施設利用者に感染が疑われる利用者対策**
- ⑥ **訪問先で利用者に感染が疑われる対策**
- ⑦ **感染確認後の対応（家族や自宅周辺）**
- ⑧ **事務所内で感染が疑われる職員の対策**
- ⑨ **感染症BCPの運用**

(2) 感染拡大防止

- ① **感染拡大防止（濃厚接触時対策）**
- ② **感染症蔓延時詳細（家庭の対策）**
- ③ **感染症備蓄**

赤字は職員の個人的な生活を条件として、**青字**は一部の箇所を加味して策定している。

(25) 介護BCPのLCP・CCP記載例（感染症BCP）

(1) 感染対策の対応

① 基本方針

厚労省感染症BCP（ひな形）

項目	基本方針
(1) 入所者の安全確保	入所者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意し感染防止に努める。
(2) サービスの継続	入所者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
(3) 職員の安全確保	職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大に努める。

〈LCP・CCPを計画の一部として基本方針〉

項目	基本方針
(1) いのちを守る	保健・医療と連携し、施設の全力を投じて感染症から利用者・職員・家族の「いのち」を守る
(2) 利用者等の生活維持	いかなる感染症の蔓延時にあっても、利用者や職員の生活の安定と安全な暮らしを守る
(3) 職場の維持	いかなる感染症の蔓延時にあっても介護事業を継続し職員の生活を守る
(4) 社会的信用を守る	いかなる感染症の蔓延時にあっても介護事業を継続し、社会的な信用を守る

(26) 介護BCPのLCP・CCP対応（自然災害BCP）

LCPを前提として策定する項目

【総則】

- ① **基本方針**
- ② **推進体制**
- ③ **リスクの把握**
- ④ **ハザードマップ**
- ⑤ **優先事業**
- ⑥ **優先する事態**
- ⑦ **研修訓練**
- ⑧ **研修の実施**
- ⑨ **訓練の実施**
- ⑩ **BCPの検証見直し**

【平常時の対応】

- ① 建物設備の安全対策
- ② 建物の耐震・耐火
- ③ 建物の構造
- ④ 人が常駐する場所の耐震
- ⑤ 設備の耐震化
- ⑥ スプリンクラーの耐震化
- ⑦ 施設の耐火構造について
- ⑧ **水害対策**
- ⑨ **対策（防水対策）**
- ⑩ **対策（施設の移転）**
- ⑪ 電気が止まった場合の対策
- ⑫ システム停止対応
- ⑬ 停電対策
- ⑭ 断水による介護事業の影響
- ⑮ 飲料水
- ⑯ 生活用水確保

- ⑰ **通信が麻痺した場合の対策**
- ⑱ **情報網の整備**
- ⑲ **緊急時の通信システム**
- ⑳ システムが停止する原因
- ㉑ システム停止後の措置
- ㉒ 重要データのバックアップ
- ㉓ 衛生面
- ㉔ トイレ対策
- ㉕ 汚物対策
- ㉖ 必需品の備蓄
- ㉗ 資金手当て

赤字は職員の個人的な生活を条件として、**青字**は一部の箇所を加味して策定している。

(27) 介護BCPのLCP・CCP記載例（自然災害BCP）

(1) 自然災害の対応

① 基本方針

厚労省自然災害BCP（ひな形）

項目	基本方針
(1) 入所者利用者の安全確保	入所者は重症化リスクが高く、災害が発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意し安全の確保に努める。
(2) サービスの継続	入所者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るため、最低限必要な機能を維持する。
(3) 職員の安全確保	職員の生命を守り、生活を維持に努める。

〈LCP・CCPを計画の一部として基本方針〉

項目	基本方針
○ 安全の確保	災害が発生し、いかなる事態が発生しても利用者・職員の安全を確保する
○ 社会貢献	地域の高齢者等の生活を維持するために「福祉避難所」を開設する
○ 事業の継続	被災後の介護サービスを維持し、利用者や職員等の生活を維持し社会的信用を守る

IV, 今後の展開

今後の展開に向けて

感染症への懸念や南海トラフ地震、気候異変等による自然災害等で介護事業は脅威にさらされており、介護BCPは被災後の事業継続により「感染症による高齢者の孤立の防止」や災害時の安全確保や生活維持等、数々の課題が課せられている。

【介護BCPを介護経営の中核として下記の対応を提案する。】

- I, 介護BCPの実践力を向上のため、事業継続計画と研修・訓練が連動した実践的なBCPへ向け現状よりもランクアップした介護BCPを研究・推進する
- II, 事業継続計画（BCP）を被災後の事業計画という一方向の計画から事業の経営プロセスとして研究を進める。
- III, 介護職員数の減少で導入される「スマート介護」への移行に沿った、介護BCPへの移行を研究・推進する。